

埼玉県訓令第十一号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「文書と」を「文書及び」に、「の提示を求め、」を「を確認し、
文書課長が別に定める方法による」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の訓令の規定は、文書課長の定めるところにより、起案日をこの訓令の施行の日以降とする起案文書（埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第十二号）第二条第四号の起案文書をいう。）から適用し、同日前を起案日とする起案文書については、なお従前の例による。